

2014. 5. 28 発行

# 水源連だより



水源開発問題全国連絡会

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28  
 電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970  
 郵便振替 00170-4-766559  
 メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp  
 ホームページ <http://suigenren.jp/>  
 《水源連はバタゴニア日本支社の助成を受けています》



5月17, 18日の「最上小国川の真の治水を求めて」集会

## ～目次～

事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2  
 最上小国川ダム・石木ダム・新内海ダム  
 路木ダム・立野ダム・成瀬ダム  
 「設楽ダム住民訴訟の結果報告」・・・・・・・・・・・・・・14  
 徳山ダム導水路計画を止め、清流長良川を取り戻すために・・・・・16  
 名勝・吾妻渓谷を破壊する「ハッ場ダム本体工事の中止」  
 等を求める署名提出・・・・・・・・・・・・・・20  
 ハッ場は今 今秋、本体工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・23  
 書籍紹介『戦後河川行政とダム開発』梶原健嗣 著・・・・・・・・・・25  
 石木ダム問題ブックレット完成「小さなダムの大きな闘い」・・・・・26



# 事務局からの報告

## 1. はじめに

### ① 事務局が関わった活動

昨年10月9日の全国集会、よく10日の第20回総会以降の水源連事務局が取り組んできたことについて記します。より詳しくは、水源連ホームページをご覧ください。

この間、私たちにとって決して忘れてはならない本当に残念なことが起きてしまいました。2月10日に山形県小国川漁業協同組合長であり、ダムによらない治水を訴えて最上小国川を守ってこられた沼沢勝喜氏が逝去されたことです。山形県の余りに不当且つ執拗な攻撃に曝されたことによる心身の極度な疲労による自死でした。ご冥福をお祈りし合掌いたします。水源連としてこの問題は徹底追及する必要があると認識し、最上小国川ダム問題に関わりました。沼沢氏が生前に小国川漁協の先頭に立って進められてきた「**ダムに依存しない最上小国川の治水**」を必ず実現させることを私たち水源連の課題にしたいと思います。水源連も共催団体に加わって開催した5月17、18日の「最上小国川の真の治水を求めて」集会では、ダムなし治水を提案してきた小国川漁協への山形県のこれまでの卑劣きわまる対応、ダムが与える生態系への影響、穴あきダムが持つ治水上・環境面での問題、治水のあり方など多方面からの報告が17日になされました。18日には小国川と赤倉温泉の現地検証を含め、ダムなし治水が十分可能であることに集中した検討がなされました。

**石木ダム問題**は昨年12月5日に石木ダム対策弁護団が結成されて以来、起業者である長崎県知事と佐世保市長に対してそれぞれ石木ダムの必要性に関してデータに基づいた説明を求める公開質問状を提出し、直接交渉実現を求める活動を続けています。長崎県は「事業認定処分が下りて公益性は証明されたのだから必要性についての話し合いには応じない。地権者の生活再建について地権者一人一人と話し合う」とのまったく不当な対応を通していましたが、5月19日の「県知事からの面会要請受諾行動」においては、「これまでの説明で足りないところがあれば説明する」という主旨の回答をするようになりました。佐世保市は水道局長が対応し、個別の数字を用いての説明を嫌いつつも、具体的な問題についての質疑応答が続いています。石木ダムによる受益予定者とされている佐世保市水道利用者に石木ダム利水分の費用負担がかかることから、佐世保市はダム予定地の13世帯住民に対しての説明責任だけでなく、佐世保市水道利用者に対しても説明責任があります。佐世保市への公開質問はこれからの佐世保市水道のあり方を問うものになっています。これからの佐世保市回答説明会では佐世保市民の皆さんが主役になるでしょう。長崎県知事・佐世保市長に宛てた公開質問状提出とその回答・説明会を通して、石木ダムの必要性について徹底検証が進むようにしていきます。

石木ダム問題のブックレットが出来ました。内容は、「第1章、ダム建設予定地はどこなところ」「第2章、どんな方が生活されているの」「第3章、石木ダム事業認定を斬る」「第4章、住民座談会 行政と戦い続けた半世紀」「第5章、石木ダム建設反対運動の到達点と展望」「第6章、虚構の民意」「第7章、建設予定地に住む13世帯の居住地を奪う石木ダム事業計画と憲法」などとなっています。申込みは下記宛てに「石木ダム問題ブックレット注文」と明記の上冊数、送り先の住所・氏名・電話番号をお知らせ下さい。振込用紙が同封されます

郵送の場合：859-3615 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 272-4 生月光幸 宛

FAX:0956-27-7505

メール：hozumix1982@gmail.com



3月26日は**新内海ダム**事業認定取消し訴訟が結審しました。判決は10月6日とされています。原告側がつぶさに示してきた同ダム事業の不当性を裁判所が真摯に検討するならば勝訴は間違いないのですが、判決は予断を許しません。裁判所がまっとうな判決を下すことができるように、裁判所へ公正判決を求める全国からの声を届けるべく署名活動を企画中です。新内海ダムは試験湛水中ですが、漏水問題や井戸水の濁り、泡の流出、高い堰堤による風害・・・などがダム直下の住民から報告されています。これらの実態を解明すべく調査にも水源連事務局は関わっていますが、皆さんに報告できる状況には至っていません。



## 2. 全国の活動

**路木ダム**は今年の2月、公金支出差し止めを求める住民訴訟で原告が一部勝訴しました。同ダムの治水上の必要性として主張していた1982年7月の豪雨による路木集落への浸水被害（例の「山を登る洪水」）はなかった、と熊本地裁が認定しました。同判決では利水については「明確な違法性はない」として原告の言い分を認めていません。不当にも、被告熊本県は「判決と県との考えには大きな隔りがある」として控訴しました。植村振作さんをはじめとした松本基督さん・笠井洋子さんたちが指摘しているように、路木ダムの必要性は治水面・利水面共にでっち上げであることは余りにも明白です。被告熊本県の控訴への対応として、原告側も利水目的を違法としなかったことについて控訴しました。余りに明白な治水・利水両面での捏ち上げを反省することなく控訴した「先ずダムありき」の熊本県を徹底糾弾しなければなりません。

同じく熊本県内で九州地方整備局が推進している**立野ダム**は緒方紀夫さんたち流域の皆さんが反対しているにもかかわらず事業推進となり、この9月には転流工工事が予定されています。阿蘇山の外輪山の水の出口を立野ダムで塞いでしまうことでどれだけの弊害が生じるのか科学的な検証がされない限り危険きわまる事業です。いわんや国立公園の貴重な生態系・景観への影響はわかり知れません。緒方さんたちは現地視察を重ねることで立野ダム問題を広く知らせると共に、流域をつぶさに歩いて調査を重ね、流域住民が考える治水対策を提案してブックレットを出版しています。まもなくその第2版が出版されます。机上の計画ではなく、自分達の足で川そのものを調査し、流域住民たちからのヒアリングを重ねた結果としての「流域住民が提案する白川の治水対策」、皆さんご期待下さい。

**成瀬ダム**では秋田県に対して公金支出差し止めを求める住民訴訟が**大詰めを迎えています**。証人尋問が行われ、この5月16日の裁判では嶋津暉之氏が「治水面での成瀬ダムの不要性」について、奥州光吉氏が原告として「利水面での成瀬ダムの不要性」について証言しました。詳しくは水源連ホームページの下記URLを御覧下さい。**次回の裁判は9月5日です。**

<http://suigenren.jp/news/2014/05/19/5802/>

## 2. 小国川漁業協同組合長・沼沢勝喜氏の自死

年があらたまってまもない2月10日、山形県の小国川漁業協同組合長であり、ダムによらない治水を訴えて小国川を守ってこられた沼沢勝喜氏が自死されました。添付の朝日新聞報道をご覧ください。

山形県が同漁協の漁業権更新と引き替えに最上小国川ダム事業受け入れを暗に求めて執拗に沼沢氏に迫ったことが原因でした。山形県は『公益性の配慮』を具体的に示す担保を示せ。」と執拗に迫るだけで、その内容を同漁協がたずねても「それは自分で考えろ！」というだけの答え。「最上小国川ダム事業を受入れることだ」と県が言ってしまえばその瞬間に同県の立場が悪くなってしまうので県自らは言わなかったのです。

□ 平成25年5月10日（金曜日）山形県公報

小国川漁協漁業権免許の条件

(5) 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(7) その他 県は、最上郡最上町大字富沢地先の最上小国川においてダム建設工事を、同郡舟形町大字長沢地内においてかんがい用施設改修工事を計画している。

昨年12月19日、報道が注目する中、山形県は記者会見で「説明を受ける。話し合いにつく。ダムを前提とした測量や環境影響調査を妨げない。の3条件を漁協に3月位から伝え、答を待っている」と、報道陣に吹聴しました。これら3条件を漁協に3月頃から伝えてきた、というのは全くの虚偽です。「ダムを前提とした測量や環境影響調査を妨げない」は事実上のダム受入れに他なりません。

同ダム事業を受入れてしまえば、東北一のアユを中心とする豊富な水産資源を育てている小国川の素晴らしい力が失われてしまうことを恐れた小国川漁協は『公益性の配慮』にやぶさかではない。『ダムなし治水』、『赤倉地区の治水』共に『公益性の配慮』である。『公益性の配慮』についての話し合いには応じる」という主旨を回答。山形県はこの回答を以て、漁業権更新を認めました。

ここに至る過程で沼沢氏は、「小国川を守ろう（＝最上小国川ダムを容認しない）とすれば漁業権が更新されない」という山形県からの執拗な暗示に、心身共に疲れ果てていました。沼沢氏は「『小国川を守ろうとすれば漁業権更新がされない』という山形県のゴリ押しが明白に違法である。そんなことは法的に許されない。」を示す根拠を探していましたが残念ながら見つけることができず、沼沢氏は想像を絶する焦燥感におそわれていたと思われまます。

□ 参考：漁業法

（免許の内容等の事前決定）

第十一条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

注：この条文で言う「公益」に、「治水対策としてのダム建設」が該当するかしらないかは明記されていないのです。

# 特別資料：「小国川治水対策」小国川漁協の考えと提 案

(小国川漁協ホームページ <http://www.yfn-net.jp/ogunigawa/chisui.html> より)

以下に掲載するものは、私たち小国川漁協が小国川の治水対策についてどのように考えているか、地元の方たちに知っていただきたいと思い、今年1月9日に舟形町と最上町で新聞折り込みしたものです。舟形町、最上町以外にお住まいの方たちにも、私たちの考えや気持ちを広く知って

## 小国川の治水対策は、 ダムではなく河川改修で！

最上町、舟形町の皆様、いつもお世話様です。こちらは小国川漁業協同組合です。皆様には日頃から小国川での漁業や遊漁、河川清掃などいろいろな面でお世話になっており、改めて感謝申し上げます。

さて、この度こうした新聞折込をお配りすることにしたのは、いわゆる「小国川のダム問題」につきまして、私たち小国川漁協の気持ちや意見を、できるだけ多くの皆様に知っていただきたいと思ったからです。

ご存じのようにいま山形県では、小国川の治水対策には「穴あきダム（流水型ダム）が最良」として、赤倉温泉の上流にダム建設を推し進めようとしています。これに対して私たちは、小国川の治水の話が持ち上がった当初から「赤倉温泉を中心とした小国川の治水対策は、ダム以外の手法（基本的に河川改修を中心とした手法）で行ってほしい」ということを申し上げてきました。しかし、県では「赤倉温泉内の河川改修は、温泉に影響を及ぼすために不可能だ」として、ダム建設の方針は変わりません。私どもは、独自に河川工学や河川土木の専門家から意見を聞いて「赤倉温泉内の河川改修は技術的に可能」だと確信していますが、そうした意見にも県は真剣に耳を貸そうとせず、とにかく「赤倉温泉内の川を掘ることは温泉に影響を及ぼす。また費用面でも、治水効果が出るまでの年数の点からも、総合的に判断してダム案が最良だ」と、あくまで『ダム建設』で押し通そうとしています。

話はまったく平行線で、このままでは小国川の治水対策が進まないばかりか、地元でも「ダム賛成、ダム反対」で意見が分かれているように、地元民の間に今後しこりやわだかまりを残さないとも限りません。そうした状況を私たちはたいへん危惧しています。

私たち小国川漁協が望むのは、「ダムでなくても治水は可能だ」という私どもの意見に耳を貸していただき、公平な形で十分な検討を行うこと。その際は、単に治水だけのことだけではなく、「赤倉温泉の街作りや温泉街としての魅力作り」なども含めて検討していただきたいと思っています。

私たちは、決して小国川における治水対策の必要性を否定しているのではありません。赤倉温泉の治水対策は必要であり、それが急ぐべきものだという認識は、多くの皆様と同じです。しかし、だからといってすぐダム建設に走るのではなく、「できるだけダムではない方法で治水対策をしてほしい」と思うのです。なぜなら、ダムは自然環境に大きな影響を与えることが確かであり、また近年では、ダムによる治水効果は非常に限定的なものであることが分かっているからです。実際、ダムがあってもその下流域で洪水被害が起きた例はたくさんあります。ぜひ私どもの気持ちをご理解いただき、「ダム以外の方法で本当に治水は無理なのか」、公平な形で議論・検討が行われますよう、皆様の後押しをお願いできれば幸いです。ダム建設でいまの自然環境が失われたら、それを取り戻すことはほとんど不可能なのです。

	① 穴あきダム (流水型ダム)案	② 遊水地案	③ 放水路案	④ 河道改修案
完成までに要する費用	約 126 億円	約 151 億円	約 146 億	約 148 億円
維持管理の費用 (50 年で)	約 22 億円	約 18 億円	約 18 億	約 10 億円
赤倉地区の安全が確保されるまでに要する期間	約 5 年	約 76 年	約 63 年	約 74 年
土地所有者等の協力の見通し	家屋移転なし。水没耕作地なし。ダム用地と貯水池 (28ha) となる山林の取得が必要。	温泉旅館を含む 71 棟の家屋移転。赤倉地区の耕作地等約 12 ha	7 棟の家屋移転。赤倉地区の耕作地等約 4 ha の取得。	温泉旅館を含む 57 棟の家屋移転。赤倉地区の耕作地等約 3 ha の取得。

◆上の表は、山形県・県土整備部が示している4つの治水案の概要です。これをもとに県は「ダム案が最良」としているのですが、私たちはこの案にいくつもの疑問を感じています。なぜダム以外の方法だと、「赤倉温泉の安全が確保されるまで63年～76年もかかるのか」。県は「ダムなら国から補助金が出て、他の方法だと補助金が出ないから」だと説明しますが、赤倉温泉の安全を確保するためなら、そんなに費用も年月もかからないはず。また河道改修をすると「温泉旅館を含む57棟の移転が必要」といいますが、この数字も過剰です。県はダム以外の案を否定するために、どれもこれも意図的に見積もっていると思えません。

## ★私たち小国川漁協が考える治水案は、

「赤倉温泉街の整備と河川改修をセットで行う方法です。具体的には温泉地内を流れる小国川の川幅を広げ、増水時でも街に水が上がらないようにする。同時に再開発的な手法で温泉街の整備を行い、美しく魅力的な温泉街を新しくつくる。つまり、赤倉温泉の安全を確保しながら、赤倉温泉が今後もたくさんの温泉客で賑わうよう魅力ある街に作りかえるわけです！ダム建設では、その工事は大手ゼネコンに持って行かれますが、この案なら地元の建設会社も請け負うことができ、地元も潤います。ダム案からこうした治水方法に方針転換できれば、それだけで全国的な話題になり、赤倉温泉の大きなPRにもなります。そのニュース効果を利用すれば、新しい赤倉温泉にはきっと多くのお客様が来てくれるでしょう。また街作りや治水のお手本として視察も増えると思います。そして、決断を下した自治体の長や行政担当者は社会の大きな評価を得ることになるはず。私たち小国川漁協は、川の環境が守られることで、いまと変わらぬたくさんの釣り客が見込めます。もしこの案が採用されれば、小国川漁協としては赤倉温泉地内の川を「特別区」にして、遊漁料なしで魚釣りを楽しんでもらうことも考えています。いかがでしょうか皆様、赤倉温泉や小国川の治水を機に、そういう夢のある未来を話し合いませんか！

沼沢氏を自死にまで追い込んだのは、山形県が2014年1月28日に開催した「最上小国川流域の治水対策等に関する協議」でした。この協議開催に関する山形県のプレスリリースにはその目的を「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等を図るため」としてありました。「この協議は最上小国川ダム建設事業を前提としていない」と理解した小国川漁協はこの協議に参加しました。

しかし、その協議の内容は県による「最上小国川ダムの有意性」の説明がほとんどで、「ダムに寄らない治水」についてはことごとく否定するまったく一方的な説明でした。「ダムではなく河道改修で赤倉地区の治水対策を取るには74年もかかる」、この協議に参加していた小国川流域自治体等はそのほとんどがダム推進派であったため、小国川漁協は孤立を深めるだけでした。沼沢氏が「ダムなし治水への道はるかに遠のいている」と絶望感に襲われたであろうと推察されます。

「最上小国川流域の治水対策等に関する協議」は小国川漁協の新組合長が決ってから再開され、4月12日に2回目、4月29日には3回目が開催されて終幕となりました。

2回目の協議は公開としましたが、県は最上小国川ダムの有意性を述べるだけで小国川漁協の求めるダムなし治水については否定する説明に終始しました。小国川漁協の皆さんは「ダムなし治水を検討するために有識者を委員として招聘すること」を提案しましたが、「議論が振り出しに戻る」との理由で拒否されてしまいました。代替案としての「有識者を交えたシンポジウムの開催」すら受け入れられませんでした。こともあろうに後日の知事会見で知事自らがこれら二つの小国川漁協提案を拒否しました。

これでは協議開始前日のプレスリリースに記載されている「最上小国川流域の治水対策の推進と内水面漁業振興等を図るため」から「最上小国川ダム事業を速やかに進めるため」に協議の目的がすり替えられています。

3回目の協議は4月29日に開かれました。ダムなし治水に関して検証することは審議されず、逆に山形県は驚くべきことに「ダムがない川よりも素晴らしい川にする」とまでのキャンペーンをはって、水産復興策を入れた諸策を提示、「最上小国川ダムは自然にやさしく、水産資源に影響を与えない」を印象づけました。小国川漁協はこの問題を持ち帰って、漁協としての判断を下すべく作業として6月8日の総代会に諮るとしました。これを以て、協議は終了となりました。

#### ○ 水源連の対応

##### ① 2月18日、「小国川の清流を守る会」と山形県知事へ「抗議と要請」を提出

水源連事務局は言語道断な卑劣きわまるやり方で沼沢氏を死に追いやったことへの怒りと、「このような山形県のやり方が許されるならば全国の漁協がダム事業に反対できなくなる」という危機感から、小国川の清流を守る会の皆さんと共に山形県庁に出向いて、山形県知事へ「抗議と要請」を2月18日に提出しました。

山形県からの回答は3月19日付けで出されました。回答は知事名ではなく、農林水産部水産課長、県土整備部河川課長としてありました。役職としての公印が押印されていました。

回答内容は下記の通りのゼロ回答です。

小国川漁協の沼沢組合長を自死に至らしめた責任を全く認めない「居直り」です。

- 沼沢組合長を自死に至らしめた山形県と小国川漁協との折衝の経過の実態調査「拒否」
- 最上小国川建設を大前提とした「協議」は継続
- 「ダムに依らない治水」の本質的な議論ができる県民討論集会開催「拒否」
- ダム事業の26年度の予算の凍結「拒否」

##### ② 4月3日、「最上小国川の清流を守る会」と山形県知事宛に公開質問書提出。

2月18日提出の「抗議と要請」に対する県回答への反論としての「公開質問書」を「最上小国川

の清流を守る会」の草島さんと共に山形県に提出してきました。担当部門で受け取る、ということになっていたのですが、そちらへ行って話しをしたところ、回答として送られてきた文書そのものは知事が見ていないことが明確になったので、今回は知事室をたずね、総務部秘書広報課長 玉木氏に手渡しました。

回答は4月17日に出されましたが、これも全面拒否回答でした。

一番川のことを知っている小国川漁協からの『ダムに頼らない治水』について提言・助言を得るべく有識者を加えて欲しい」という提言を「これまで地域の代表や学識経験者への意見聴取、パブリックコメントや住民説明会などで十分に御意見をお聞きしてまいりました。これらを踏まえながら、今後も地域のことをいちばん知っているもの同士がしっかりと話し合うことが大切だと考えています。」として断ることは、漁協の孤立化を図るだけで極めて不当な対応です。

山形県が赤倉温泉地区の治水対策として「ダムに頼らない治水」に向けて積極的な検討を加えた経緯は全くないのです。今ここで、「ダムに頼らない治水」を提唱している今本氏をはじめとした有識者を交えて再検討すると、山形県の破綻が露呈してしまうことを恐れている以外に山形県が拒否する理由は見当たりません。

「既に説明を何度もしているから」として、異論を持つ関係者からの質問や説明要請、対話要請を拒否するのがダム計画を推進している・推進してきた自治体をあげてみましょう。

当別ダム等を抱える北海道、最上小国川ダムの山形県、浅川ダムの長野県、太田川ダムの静岡県、辰巳ダムの石川県、安威川ダムの大阪府、新内海ダムの香川県、石木ダムの長崎県、路木ダムの熊本県等です。これらの内、土地収用法が適用されているのが、辰巳ダム、新内海ダム、石木ダムと、3事業もあります。最上小国川ダムは今まさにその攻めぎ合いの最中で、山形県は漁業権更新拒否をちらつかせたり、収用法の適用をちらつかせながら小国川漁協を交渉の場につかせるべく策動をこらしています。

③ 5月17, 18日「最上小国川の真の治水を求めて」を共催



水源連は「清流小国川を守る会」「ダム検証のあり方を問う科学者の会」「山形県自然保護団体連絡協議会」の皆さんと共に5月17, 18日に故沼沢の遺志を受け継ぎそれを実現させることを目的とした集会「最上小国川の真の治水を求めて」を持ちました。ダムなし治水を提案してきた小国川漁協への山形県のこれ

までの卑劣きわまる対応、ダムが与える生態系への影響、穴あきダムが持つ治水上・環境面での問題、治水のあり方など多方面からの報告がなされました。

水源連事務局からは主催者側として鳴津・遠藤が参加しました。17日の様子を山形新聞が伝えています。鳴津氏は両日のテーマである「ダムがなくても治水は可能」に向けて「最上小国川ダムは必要か」「最上小国川ダム問題に関する山形県の説明の問題点」を報告しました(右の写真)。



詳しくは水源連ホームページの下記URLを御覧下さい。

<http://suigenren.jp/news/2014/05/19/5792/>

遠藤は水源連がこの集会の共催団体になっている理由として、①「川の守人」である沼沢氏を自死にまで追い込んだ山形県を許せないこと、②「小国川漁協が提案している『小国川のダムなし治水』(次ページに掲載)」を是非とも実現させたいこと、③漁業権更新に際して実質的にダム事業への協力を条件とするようなことがまかり通れば日本中の漁協が「川の守人」の役割を担えなくなり、いとも簡単にダム事業が遂行されてしまうという危機感、④全国の事例を挙げながら、決った行政目標に対しては異論反論を徹底無視して原点に帰る会話を拒否するという行政の不誠実をあげました。

18日は途中に赤倉温泉街と小国川の間をじっくりと歩いての現地検証をはさみ、最上小国川において最も望ましい治水策である「ダムに寄らない治水」こそが治水効果・自然保護・赤倉温泉街の進行すべてに最善であることを確認し、技術的にも十分可能であることを検証しました。

右の写真は温泉の湧出を安定させることを目的にした堰です。堰上流の水位が高くなるので治水上は取り除くことができれば最上小国川ダムは不要です。2日間の集会で、この堰を取り外すことによる温泉への影響については技術的に十分に対応可能であることが分かりました。この堰取外しを中心に据えた、温泉街進行につながる代替案立案に取りかかることになるでしょう。

○ 今後の進行

小国川漁協が最上小国川ダム事業に同意を与えるか否かが焦点になります。漁協には意思決定機関として理事会、総代会、総会があります。同漁協は2006年にダム反対決議を行っています。ダム事業に同意を与えるのであればこの反対決議を撤回しなければならないので、結論から言うと総会で2/3以上



の賛成がなければ反対決議を撤回することができません。漁協がダム事業を容認するためには総会で2/3以上の賛成が必要です。地元の皆さんは、先ずは、6月8日に予定されている総代会でこれまで掲げている「ダム反対決議」が引継がれるべく、漁協への働きかけを行うことにしています。

### 3. 石木ダム問題

石木ダム現地で昨年11月に開催した全国集会・総会は絶対反対を貫かれている13世帯の皆さんたちの思いを共有すると共に、互いに力づけられる素晴らしいものでした。

石木ダム建設絶対反対同盟は2013年9月6日に国交省が下した事業認定に徹底的に闘うために、12月5日に「石木ダム対策弁護団」結成・決起集会を地元こうばる公民館で持ちました。石木ダム対策弁護団はこの集会で事業認定取消訴訟などを提訴する前に、極力自主解決の道を探ることを提起し、関係者はそれを確認しました。具体的には長崎県知事と佐世保市長に石木ダム事業の必要性について説明を求めることです。

弁護団結成以降の石木ダム反対運動経過を表に記します。

詳しくは、水源連ホームページ中の石木ダムのページ（下記URL）を参照ください。

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/>

2013年 12月27日	石木ダム 市民団体・弁護団 統一公開質問状を長崎県知事に提出
2014年 1月9日 長崎県庁 訪問	長崎県庁にて長崎県知事への公開質問状への回答を求める行動 県からの対応者・川内企画監 企画監の答え ① 公開質問状への回答文書は現在作成中である。 ② いつ渡せるかは今はわからない。17日までに、その返事をする。 ③ 回答書は出すが、それについての説明会はおこなわない。 ④ 知事は13世帯の皆さんと個別にあう。その他とは会わない。 知事からの説明を求める行動は、実現するまで何回も続けることを告げた上で、以下のことを通告しました。 ① この公開質問状に対する回答は1月24日までに出すこと、 ② 知事からの説明を1月31日19時に「こうばる公民館」で開催すること、 ③ 知事が来ない場合は、1月31日15時に長崎県庁へ知事からの説明を求めるべく押しかけること
1月10日	長崎県知事への「石木ダム中止」を求める署名提出
1月22日	石木ダム事業認定を容認する意見書を出したことに関して「ダム検証のありかたを問う科学者の会」が滝沢智東大教授と小泉明首都大学東京教授に対して公開質問書を送付 両氏からの回答はいまだ無し。
1月31日 長崎市内 出島交流 会館	長崎県出島交流会館にて公開質問状への回答説明行動その1 県からの対応者・川内企画監 企画監の答え ① 石木ダム事業については県はこれまで説明を重ねてきた。 ② 石木ダムの必要性・公益性については事業認定により客観的に認められた。

	<p>③ よって、十分に説明済みであることは第三者機関（事業認定庁）によって認められているので、長崎県は個々の質問への回答をする必要がない。</p> <p>④ 13 世帯地権者の皆さんにはご理解願いたいので個別に話し合う。</p> <p>「13 世帯地権者の皆さんとならば個別に話し合う」というのであれば、「13 世帯地権者の代理人（弁護士）とも話し合うのだな」と念を押すと、「13 世帯地権者の皆さんとならば個別に話し合う」の答えのみ。「それでは弁護士の代理人制度を認めないことになるぞ」との指摘には川内氏、後ろを向いて県側弁護士と相談。「13 世帯の地権者には個別の質問に答えるのだな」と問うと「答える」との返答。県側の弁護士に確認すると「事業認定で認めた範囲を超えることは出来ない＝個別の質問には回答しない」。</p> <p>追加質問への回答期限を 2 月 21 日、知事による回答説明を 2 月 28 日 19 時からこうばる公民館、と念を押して終わりました。</p>
<p>2 月 28 日 長崎市内 出島交流会館</p>	<p>長崎県出島交流会館にて公開質問状への回答説明要請行動その 2</p> <p>県からの対応者・川内企画監 企画監の答え</p> <p>① 「事業認定」→ 公益性には決着がついている。公益性に関する質問には答えない。</p> <p>② もはや公益性について論議する段階は過ぎている。</p> <p>③ 地権者をもつ事業への疑問を解くことはしない。受け入れてもらうしかない。</p> <p>④ 話し合うべき課題はただ一つ、補償交渉だけ！</p> <p>県への通告</p> <p>このように回答拒否を貫く長崎県にたいして、5 団体と弁護団はまとめとして下記四点を通告してこの日の要請行動を終わりました。</p> <p>① 長崎県の対応を事業認定庁である九州地方整備局に報告する。</p> <p>② 長崎県に向けた質問を 事業認定庁にあげる。</p> <p>③ 質問を受けた事業認定庁は長崎県に問い合わせるであろう。</p> <p>④ 事業認定庁からの問合せに対する長崎県の対応を見て、再度、長崎県知事に回答を求める。</p>
<p>3 月 14 日 佐世保市 水道局庁舎</p>	<p>佐世保市水道局庁舎にて公開質問状への回答要請行動その 1</p> <p>佐世保市対応者：谷本水道局長、小濱水道局経営管理部長、河野計画室長</p> <p>佐世保市の水需要予測、とりわけ工場用水中の佐世保重工に関わる予測について検証しました。</p> <p>判明したこと</p> <p>① 修繕船が同時に 2 艘ドッグインするとして 4,412 m<sup>3</sup>/日を一日平均使用水量の要素として計上することは、可能性が極めて少ない要素なので「一日平均使用水量」の定義に反していること。</p> <p>② 2.修繕船が同時に 2 艘ドッグインすると 4,412 m<sup>3</sup>/日は最低限必要としたのは SSK からの文書ではなく、佐世保市であること。</p> <p>次回からは、「H6 年度の湧水が再来した場合にどのような事態が想定されるのか」「水需要予測に関する質問への数値を上げた説明」に入ることを求めました。水道局は『今</p>

	<p>すぐは答えられない。検討する」としました。</p>
<p>4月11日 佐世保市 水道局庁舎</p>	<p>佐世保市水道局庁舎にて公開質問状への回答要請行動その2</p> <p>佐世保市対応者：谷本水道局長、小濱水道局経営管理部長、河野計画室長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「修繕船事業売上高が2倍を見込んでいるので修繕船用水需要が2倍」問題 「SSKは従来1つのドックで行っていた修繕船事業を2つのドックで行うことを見込んでいる。そのため水需要が2倍になる」が正しい表現。</li> <li>○ 「佐世保重工が4,412 m<sup>3</sup>/日最低は必要である」旨の回答について 「4,412 m<sup>3</sup>/日という数字は水道局が佐世保重工からのヒアリングを通じて算出した数字で、佐世保重工から『4,412 m<sup>3</sup>/日でよい』との2014年4月8日付け文書がある」とそれを示しました。</li> <li>○ 4,412 m<sup>3</sup>/日の算出根拠について 4,412 m<sup>3</sup>/日は修繕船が2隻同時にドックインしたと想定したときに初日に使用される水量であること、初日に行う船体洗浄で全使用水量の8割が使われること、よって、修繕船2隻が同時にドックインしたときに使用される一日最大使用水量であること、2隻同時にドックインする頻度は不明であることが明らかにされました。 一日最大使用水量に近い性質の水量を一日平均使用水量として計上すること自体、間違いです。修繕船用に1年間で使用される水量を365日で割って算出される数値こそが修繕船用一日平均使用水量です。</li> <li>○ 平成6年、7年渇が再来した場合に水道利用者はどのような事態に陥るのか 「数値を上げての説明はしない」との回答。谷本水道局長は「平成6、7年渇水が再来した場合に佐世保市民が困らないようにしなければならない。そのためには石木ダムはどうしても必要」と3月14日の回答・説明会で何度もくりかえしていました。「平成6年、7年渇水が再来した場合に水道利用者はどのような事態に陥るのか」は佐世保市水道利用者にとって重大な問題です。「数値を上げての説明はしない」という姿勢をあらためて、今回はこの問題についてきちんと対応することを要請して終えました。</li> </ul>
<p>5月19日 長崎市内 出島交流会館</p>	<p>県知事からの面会要請受諾行動</p> <p>事前に石木ダム反対5団体と弁護団の連名で知事宛の「面談了承のご連絡」を5月1日に提出。5月15日、長崎県、実質拒否回答。</p> <p>長崎県対応者：浦瀬管理監・野口河川課長・浅野土木部長</p> <p>進行：</p> <p>実質拒否回答に対する5団体と弁護団連名の「長崎県知事への抗議文と要望書」を岩下氏が読み上げて浅野河川部長に手渡。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「抗議文と要請書」の主旨 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 石木ダムの必要性について、地権者の疑問に答えてほしい。</li> <li>② それについて、知事と直接話し合いたい。</li> <li>③ 3世帯一緒に、その説明を聴きたいし、公開の場でおこなってほしい。</li> <li>④ 13世帯個人への接触禁止。今後は代理人を通すこと。</li> </ul> </li> <li>○ それに対する県の答え <ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要性については今さら改めて議論し直すことはしない。ダム計画を白紙に戻すことはない。</li> </ul> </li> </ul>

- ② 知事ではなく担当部署から答えるのが行政のやり方で、それが妥当。
- ③ 13世帯それぞれに事情もお有りだろうしプライバシーの問題もあるので、個別にやりたい。

○ 地権者と弁護団の反論

- ① 計画を白紙に戻せという要求ではない。疑問点があるので、それに答えてほしい。
- ② そちらとしてはこれまでも説明してきたかもしれないが、まだ理解できない部分があるので教えてほしいと言っている。その疑問に答えるのはあなた方の義務ではないのか。
- ③ 具体的な質問には確かに担当者の方が詳しく正確に説明できるかもしれない。内容によってはあなた方が答えても構わない。そこに知事がいてその内容を共有することが大事であり、それに基づいて判断するのが知事の役目。第一、知事が会って話がしたいと言っているのだから。
- ④ われわれ地権者は13世帯揃って知事の話を知りたいと思っている。プライバシーの心配などしてもらわなくてよい。

○ 浅野和広新土木部長の対応

地権者の疑問点に対し説明することについては理解を示しましたが、知事が個別ではなく一堂に会しての場で説明することについては持ち帰って検討すると答えました。

○ これからに向けてのまとめ

「19日の話し合い内容を整理し、合意点を含めて長崎県に再検討を求める日程調整文書を長崎県に対して23日に提出する」としました。



2014年5月19日「抗議文と要請書」を石木ダム建設絶対反対同盟岩下氏から受け取る浅野土木部長。左は野口河川課長

# 「設楽ダム住民訴訟」の結果報告

2014年5月21日

設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野和夫

2007年2月住民監査請求、4月名古屋地裁提訴、2010年6月30日判決（一審）、2013年4月24日名古屋高裁判決（二審）、いずれも不当判決で、上告しておりましたが、最高裁が2014年5月9日付で上告棄却を決定し、通知してきました。

## 【最高裁第一小法廷の上告棄却決定について】

### 「第1 主文

1 本件上告を棄却する。 2、3 略

### 第2 理由

1 上告について

…。本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、…。」

となっています。

私たちの書面の要旨は、中止を求める会のホームページに載っています。

<http://no-dam.net/130704joukokuriyhuuouushi.pdf>

高裁の判決が原告側の主張を捻じ曲げたり、書かなかったり、判決理由を満足に述べていないことを指摘し、高裁判決が、行政（被告）側にとって問題が生じるような事実については、原告が全く主張していないかのように無視して判決を書いていることを問題としているのです。これは民訴法312条2項6号の「判決理由を付さない」という条項が当てはまるものとして上告したものです。

### 「2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」

この318条1項、最高裁の判例に相反する判断の場合に当たる…として、上告受理申立てをしたものです。ホームページの上告受理申立て要旨は以下です。

<http://no-dam.net/130705joukokujuriryuuyouushi.pdf>

最高裁第一小法廷では、私たちの書面はきちんと検討されたのか？ なぜ受理を認められないかの説明はまったく書かれていません。

いずれにせよ、行政べつたりの姿勢が、最高裁にも蔓延<sup>(注)</sup>していて、名古屋高裁のひどい判決をそのまま確定させることとしたのだと判断します。

(太字部分は、最高裁決定抜粋)

(注) 5月16日の中日新聞には、三重県のし尿処理組合「鳥羽志勢広域連合」の住民訴訟について、一審、二審は住民が一部勝訴したが、昨年3月最高裁が「裁量権の逸脱があったとはいえない」として名古屋高裁に差し戻し、15日の判決で、広域連合（行政）側が、逆転勝訴（住民側敗訴）したとの3段記事が載りました。ちなみに、この差し戻し審の裁判長は、設楽ダム住民訴訟の高裁判決を出した人物でした。

## 【第8回総会 地質問題についての決議（抜粋）】

これまで明らかになっていなかった断層の存在や、短く見積もられていた断層が実際には大きな破碎帯を持つ長いものであることが判ったことから、深層崩壊や地すべりの恐れが強まり、また、不整合面の見積もりが誤っていて漏水や、地すべりの恐れがいつそう高くなったといえる。

ダム事務所が平成19年度に実施したボーリング調査報告自体が、田口地区西方のダム湖の縁を成す地山について、「走向傾斜が認識できない断層破碎帯が複数あると考えられることから、…比較的深部まで岩盤に複雑な緩みが生じているものと判断され」と述べているとおり、湛水によって大規模な地すべりを起こし、田口の街を含む周辺地域に深刻な被害を及ぼす恐れがあることを指摘している。

ダムサイト上流の寒狭川沿いに確認されていた南北方向の900mの断層の延長が南に伸びていることが明らかになり、江ヶ沢方面の不整合面の見積もりが誤っていたことも重なって、漏水の恐れがますます現実味を帯びてきている。

また、ダムサイトそのものを貫いている可能性がある複数の断層破碎帯があるにもかかわらず、ダムサイトのボーリング・データとの対応についての詳しい検討がなされていない。

以上のような状況を踏まえると、このままダム建設を進めるならば、大規模な地山の崩落やそれに伴う津波の発生により、また地下水の異常や漏水を含めて、田口地区、松戸地区、ダム直下の清崎地区など、ダム予定地周辺地域に対して取り返しのつかない人命と財産の損害をもたらす恐れがある。

国土交通省中部地方整備局は、設楽ダム再検証において、現行のダム案が複数の代替案に比べて最も安価で優れているとの結論を出したが、住民の生命と安寧な生活環境を壊すことは許されない。以上のことを勘案すれば、地滑りと漏水対策には莫大な費用の投入が必要となろう。現行のダム案がもっとも優れているというのは、国民を欺くものである。私たちは、設楽ダムの建設中止を強く求めるものである。

2014年4月20日

設楽ダムの建設中止を求める会

### 【中日新聞記事 2014年3月20日（木）（愛知）県内版】

#### 設楽ダム予定地 「断層と破碎帯」 建設中止を求める会

「設楽ダムの建設中止を求める会」（豊橋市）の市野和夫代表（元愛知大学教授）は十九日、設楽町内で記者会見し、国土交通省が計画する設楽ダム建設予定地で延長二十一キロの断層と破碎帯を確認したと発表した。専門家による詳細な地質調査を国交省に求める考え。

市野代表は二、三月に現地調査した。水没予定地の設楽町川向地区から新城市長篠地区までの区間で、ダム湖の縁を通る形で南北に大きな断層が走り、断層に沿って幅五～十メートルの破碎帯があるという。

市野代表は情報公開請求で国交省のボーリング調査報告書入手し、報告書には「岩盤に複雑な緩みが生じており、湛水時に岩盤傾斜が不安定化する可能性は否めない」と記されていた。「着工後、地盤の改良などにどれだけ費用がかかるか分からない。『ダム案が最も安価』とした国交省の検証結果は根底から崩れる」と主張した。

詳しくは下記の設楽ダムの建設中止を求める会のホームページに掲載している会報、最新号もご覧下さい

<http://no-dam.net/bull.html>

<http://no-dam.net/no34.pdf>

# 徳山ダム導水路計画を止め、清流・長良川を取り戻すために

～長良川市民学習会の6年半、導水路はいらない！愛知の会の5年～

長良川市民学習会、導水路はいらない！愛知の会

武藤仁、加藤伸久、近藤ゆり子

## <長良川に徳山ダムの水はいらない>

徳山ダム完成を前に、2007年8月「第7回徳山ダムに係る導水路検討会」において長良川にも放流するという「上流分割案」で愛知・岐阜・三重・名古屋の3県1市が合意し、導水路計画が動きだしました。

### 木曽川水系連絡導水路（徳山ダム導水路）事業

★ 事業目的(事業者資料から)

#### (1) 流水の正常な機能の維持

(異常渇水時の緊急水の補給)

木曽川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保された渇水対策容量の内の4,000万m<sup>3</sup>の水を木曽川及び長良川に導水することにより、木曽成戸地点で約40m<sup>3</sup>/sを確保し、河川環境の改善等を行う。

#### (2) 水道用水及び工業用水の供給

徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大4m<sup>3</sup>/s導水することにより、木曽川で取水できるようにする。

★ 総事業費とアロケ 総事業費 890億円

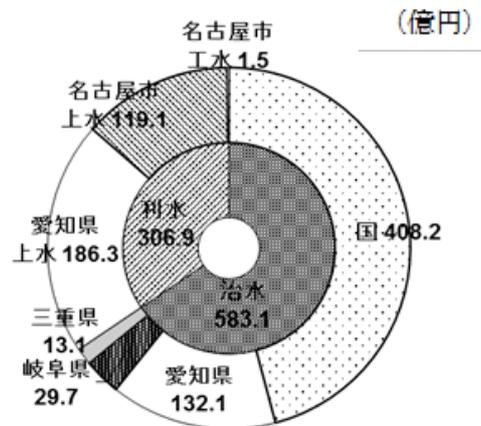
(1) = 「治水」=65.5%、(2) = 「利水」=34.5%



私たちは、同年12月17日に長良川市民学習会を立ち上げ、「長良川に徳山ダムの水はいらない」と岐阜で声をあげました。

何で清流長良川にダムの水を？の疑問の波紋は広がりました。2008年2月、私たちのアンケートに対して岐阜市議会の過半数が「わからない」「疑問だ」という回答を寄せました。2008年7月に始めた岐阜県議会への「導水路合意撤回」請願署名は、2ヶ月で23,489筆も集まりました（水源連の皆さまにも大変お世話になりました、感謝申し上げます）。

事業説明を求める市民の大きな声に押されて開催された導水路事業説明会（「ふれあいセミナー」の名で開催された）では、続出する市民の疑問・質問に事業者側が回答不能となり第2回（2008年6月29日）で中断したまま今日に至っています。私たちが繰り返して行った市民学習会・シンポジウムや宣伝で長良川の環境悪化を危惧する世論が急速に高まり事業者側は「長良川に放流するのは渇水時だけで平常時には流さない」との修正をせざるを得ない状況となりました。



## <ムダにムダを重ねる導水路事業ノー！>

### 導水路建設費(890億円)の自治体別負担金

長良川の環境悪化の危惧で岐阜から始まった「導水路事業の中止を求める」うねりは、愛知県にも広

がりました。右図に見るように導水路建設事業費 890 億円のうち愛知県は 318.4 億円という莫大な負担を背負うこととなります。愛知県の水需要はすでに停滞・減少の傾向にあり徳山ダムの水は全く必要ありません。

2009 年 3 月愛知県に対し住民監査請求をすすめる「導水路はいらない！愛知の会」が発足。続いて同年 6 月に愛知県知事及び企業庁長を相手に「木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求」裁判（導水路裁判）を提訴しました。この裁判では導水路事業に公金を支出する不当性を明らかにするとともに「撤退する」ことにより無駄な公金支出を止めることができることを訴えています。

### <「凍結」という名の下の導水路事業>

高まる「導水路はいらない！」の声は政治に届き、2009 年 5 月、河村名古屋市長は「事業からの撤退」を表明、続いて政権交代した民主党政権下同年 10 月前原国交大臣は「導水路事業凍結」を表明しました。

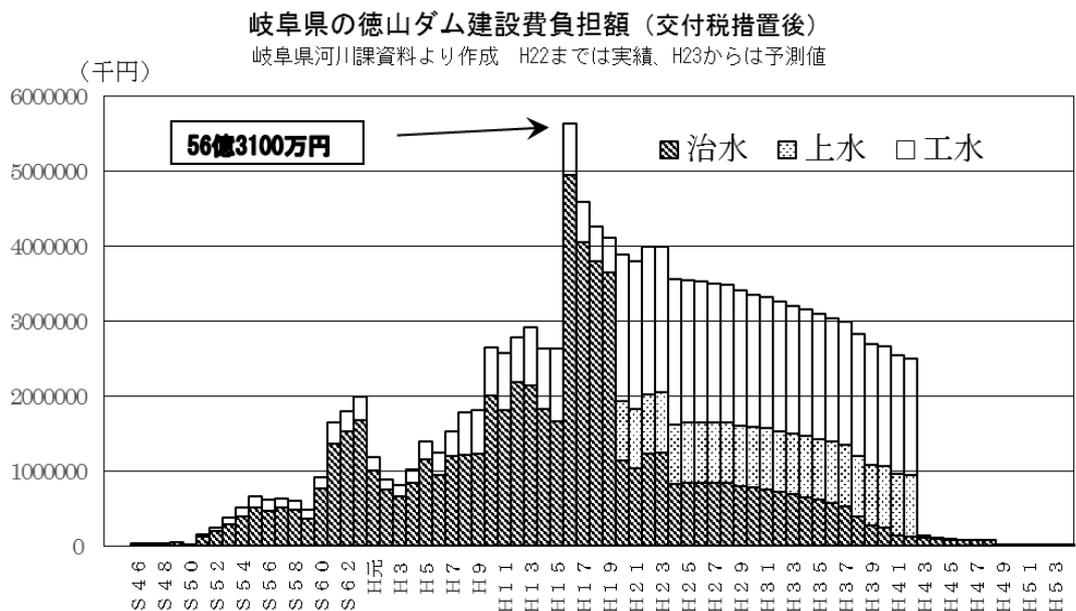
現在導水路事業は「凍結」状態（凍結といっても建設事務所事務費など毎年 2～3 億円の公金が支出されています）で、国の再検証ダム事業 84 のうちのひとつとなりました。ダム検証が 2010 年秋から始まって 3 年半が経ち、65 ダム事業の検証が終わりました。中止となったダムは、従来の事業評価の仕組みでも中止の結論が出るものがほとんどで、検討対象のうち本当に問題となっているダムは、この鳴り物入りの再検証によっても、真の見直しはなされなかった、と言えるでしょう。まだ結論を出していないダム等事業はあと 19 あり、本導水路事業はその 19 のうちに入っています。

「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」は 2011 年 6 月に第 1 回の会合が開催されましたが、席上岐阜県は東濃渇水対策に有効との筋違いの主張をする一方で長良川への環境悪化の危惧には触れない県民を裏切る姿勢を示しています。愛知県は知事の「導水路見直し」公約を無視して事業継続を主張し、名古屋市も市長の「撤退表明」を全く無視した態度を続けています。

設楽ダムの「検討の場」での継続方針に待ったをかけたかにみえた大村・愛知県知事は、結局のところ GO サインに OK を出していました。現在、導水路事業に係る「検討の場」の動きは見えてきませんが、突然第 2 回「検討の場」が開催され、一気呵成に「事業継続」承認→本体着工に進む可能性が否定できない状況にあります。目が離せない状況です。

### <いつまでも押し掛かる徳山ダム建設費負担>

右の図は、岐阜県民の肩にかかる徳山ダム建設費負担です（正確に言えば、別に国税として県民は二重の負担を担います）。図に示したもののだけでも総額 1,300 億円を超す膨大なものです。



今年度（2014（平成 26）年度）の徳山ダム建設費負担支払いは、35 億円余（別途、維持管理費として

2億4千万円余)。上水・工水分は一般会計から水資源機構に直払いされています（地方財政法違反です）。一滴の水の使用目途もない水道、工業用水分の負担を県民の税金で賄う異常な状態が、ダムが完成したこれから約20年間続きます。

岐阜県の予算規模は今年度で歳出総額7,538億円です。35億円は無視できない大きな額です。

一般会計7,538億円のうち、治水関係事業費は93億78百万円（うち内ヶ谷ダム建設事業費が11億53百万円）。岐阜県管理区間総延長2990kmの全部、ダム建設も河道改修も堤防整備も、何もかもひっくるめての数字です。要らない徳山ダムのツケの何と大きいこと！

このようなバカげた公共事業を続けてきた岐阜県は2010年には起債許可団体に転落し、県民福祉を切り下げる「行財政改革アクションプラン」の大ナタを振るいました。県民に我慢を強いて現在やっと起債許可団体の汚名から脱却しましたが、内ヶ谷ダム建設事業では2012年度半ばには補正で大幅な建設費予算増額を行い、昨年度（2013年度）からは当初予算ベースで約3倍にも上る予算拡大をして本体着工を急いでいます。再び財政破たんの道を歩み始めています。

### <岐阜県への要請行動>

2014.5.15 中日新聞

長良川市民学習会は、今年も岐阜県への要請行動を行いました。

要請項目は、①「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において事業中止を要請すること、②岐阜県において長良川河口堰事業を検証する組織を設置すること、③ダムによらない伝統的防災施設施策の充実をはかり、内ヶ谷ダム建設事業の再検討を行うこと、の3つです。



特に③は、内ヶ谷ダムによって「守られる」と宣伝されている関市の人から、昨年夏に岐阜県が作成した「伝統的防災施設」パンフ（\*）を用いての、地域に詳しい人ならではの具体的な指摘がなされ、現にそこに暮らす住民の立場から、内ヶ谷ダムによる治水の見直しの要請がなされました。

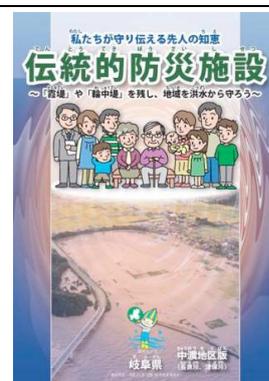
\* 岐阜県 HP <http://www.pref.gifu.lg.jp/> より ↓

#### 「伝統的防災施設マップ」を活用した地域防災力の向上

岐阜県トップ》県土づくり》道路・河川・砂防》河川》水防・防災》「伝統的防災施設マップ」を活用した地域防災力の向上

岐阜県には、大規模な洪水が起こった時の備えとして、先人たちの知恵と経験によって造られた霞堤（かすみてい）や輪中堤（わじゅうてい）などの伝統的な防災施設が存在します。

この伝統的防災施設の持つ役割などをもう一度見直すことが、今後の水害対策に重要と考え、県では施設の位置や意義などをまとめたマップを、全国で初めて作成しました。



### <導水路裁判、判決へ>

2009年に名古屋地方裁判所に提訴した導水路裁判は、本年3月20日に結審し、7月24日午前10時に判決が言い渡されます。

## 1) これまでの経過

2009年5月	愛知県監査委員が監査請求（署名625名）「却下」を決定
〃	（4月市長選で初当選の）河村名古屋市長が「導水路撤退表明」
6月	県知事らを被告として「住民訴訟」を名古屋地裁に提訴（原告92名）
7月	第1回口頭弁論（1号大法廷にて順次開廷）
2011年6月	第1回「導水路」事業を検証の「関係地方公共団体からなる検討の場」
2013年12月	第20～21回口頭弁論・証拠調べ（証人尋問）
2014年3月	第22回口頭弁論（結審）

※ 5年間にわたる裁判資料（口頭弁論に原告・被告が提出の準備書面など）や「会報」などは、「導水路はいらない！愛知の会」のHP<URL：<http://www.dousuiro-aichi.org/>>にアップしています。ぜひご覧下さい。

## 2) 裁判で何が問われ、明らかとなったか

「導水路」中止裁判で問われたことは、事業者が「導水路」事業の目的としている「新規利水の供給」及び「流水の正常な機能の維持」のために、この事業が本当に必要か、ということでした。

「証人尋問」によって、原告が主張の正しさがハッキリ証明され、「導水路」事業がムダな公共事業であることが鮮明になりました。

☆「新規利水の供給」に関して：富樫証人（岐阜大学教授）および中根証人（愛知県土地水資源課主査）に対する尋問の結果、根拠となっている木曾川水系フルプランにおける愛知県需給想定2015年想定値は、現時点までの実績事実と乖離していて、事実によって基礎付けられていない。

☆「流水の正常な機能の維持」に関して：山内証人（岐阜大学名誉教授）および浅野証人（国交省木曾川上流河川事務所長）に対する尋問の結果、根拠となっている木曾成戸地点より下流の河川維持流量は、河川整備基本方針の説明によればヤマトシジミの生育に必要な流量とされているが、それには科学的根拠がなく、科学的事実に基づいていない。

2013年に国（厚労省）が発表の『新水道ビジョン』が指摘するように、すでに人口縮小社会が到来しています、将来的に水需要は減っていきます。水需要の増加を前提とした「供給不足にならないように長期的先行的に水源施設を整備する必要がある」という類の主張は、いまや過去の遺物です。他方、愛知県の県債残高は2013（平成25）年度において、累積5兆2千億円強、県民1人当たり70万円強へと膨れ上がり、ムダな「導水路」事業から一刻も早く手を引く決断が喫緊の課題です。ムダで環境破壊を招く導水路事業は、何としても止めていかねばなりません。

## < たたかいの輪をより大きく深く広げよう >

2011年2月の愛知県知事選及び名古屋市長選に際して、大村氏及び河村氏の共同公約に「導水路」事業は見直すとの文言が入ったのは、住民訴訟を含む運動の成果でした。ところが、選挙時の公約が行方不明となって多くの有権者が不安を覚える昨今、大村・河村コンビともに、「導水路」事業を本気で見直そうという動きは全く窺えません。2008年の事業実施計画策定にあたり、「環境」面でさまざまに注文をつけた岐阜県は、今は導水路事業推進の旗振り役となっています。

しかし、私たちは、ときには岐阜県が、ときには愛知県や名古屋市の首長が、導水路事業にネガティブな言動をとったのは、私たち市民の声があったからだ、ということを忘れはしません。

私たちは微力ではあるけれども無力ではない。秘密保護法に反対する声があれだけ盛り上がったのも、初めは小さなこの地域からの声だった・・・導水路事業と内ヶ谷ダム建設事業を止め、長良川河口堰の開門を実現させましょう。たたかいの輪をより大きく深く広げましょう。

# 名勝・吾妻渓谷を破壊する「ハッ場ダム本体工事の中止」等を求める署名提出

ハッ場あしたの会 渡辺洋子

4月24日、安倍首相、太田国交大臣宛ての署名を内閣府と国交省に提出しました。署名の趣旨は以下の二点です。

- ① かけがえのない自然景観と文化遺産を破壊するハッ場ダム本体工事の中止を求めます。
- ② 自公政権の復活により廃案となった「ダム中止後の生活再建支援法」の再提出、制定を求めます。

署名活動は昨年11月17日の高崎での集会を機に開始し、今回はこれまでに集約した署名5,262筆を提出しました（ネット署名746筆含む）。署名活動は今後も続けます。第三次集約は6月末の予定です。引き続き、ご協力をお願いします。

今回の署名提出にあたっては、阿部知子衆議院議員に仲介の労をとっていただきました。

群馬県庁記者クラブ（刀水クラブ）で会見を行い、署名提出の報告とともに、「ハッ場ダム本体準備工事が吾妻渓谷の観光に及ぼす影響」等について、下記の通り説明しました。

- 1. 吾妻渓谷は昭和10年に国の名勝に指定された関東有数の景勝地です。

現在、吾妻渓谷のハッ場ダム本体工事予定地周辺では、下図の地点で四つの本体準備工事が進められています。仮締切工事、本体左岸および右岸の山の掘削造成工事、および右岸上部工事用道路工事です。

仮締切工事、本体左岸および右岸の山の掘削造成工事、および右岸上部工事用道路工事です。

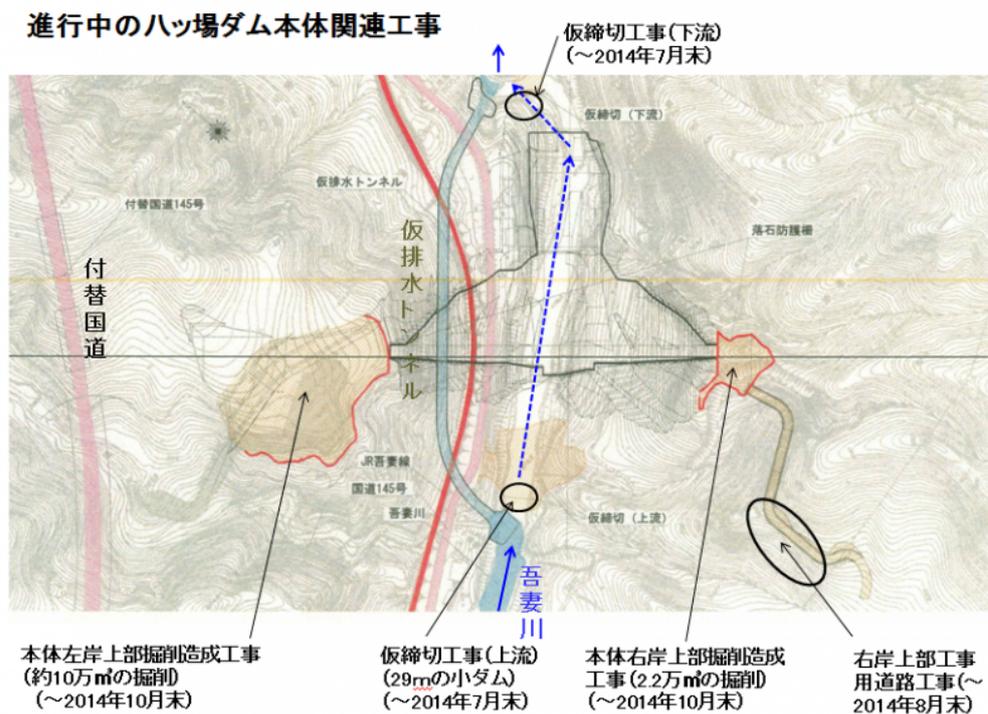
- 2. これら本体準備工事により、名勝・吾妻渓谷の地形が改変され、かけがえのない自然が破壊されつつあります。

写真1は、吾妻渓谷の上流端にあるハッ場大橋から、下流側の滝

見橋周辺の吾妻川の状況を写したものです。中央に見えるのが滝見橋です。滝見橋の後ろにあるコンクリートの構造物は、ハッ場ダム事業でつくられた仮排水トンネルの呑み口です。

仮排水トンネルは2009年7月に完成しました。その直後、ハッ場ダム中止を掲げる民主党政権の発足によりストップしていた仮締切工事は、今年に入って本格的に再開されました。

仮排水トンネルは、本体工事予定地の吾妻川の水をバイパスさせるトンネルです。トンネル呑み口周辺に石垣が造られ、吾妻川の流れが堰き止められ、水が淀んでいます。

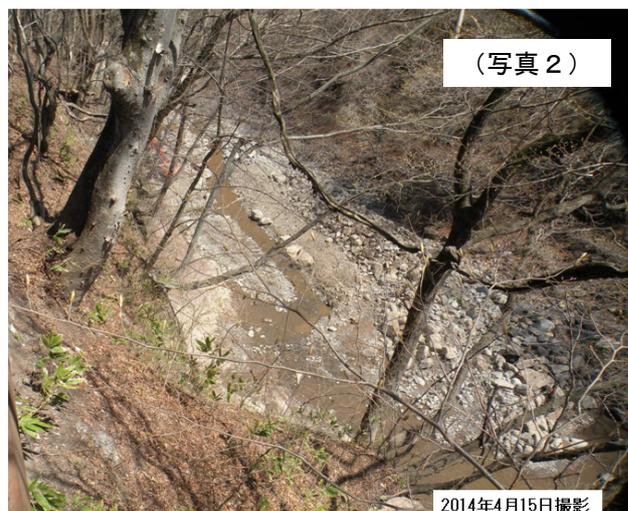


現在、吾妻川の水は、すでにダム予定地地点では仮排水トンネルを流れています。仮締切工事によって、仮排水トンネルの呑み口の背後に高さ 29 メートルの小ダムが建設される予定です。

**仮締切工事(上流)(29mの小ダムをつくるために石垣で吾妻川を締め切っている。)**(~2014年7月末)



**仮排水トンネル呑口直下の吾妻川(枯渇している)**



3. 写真2は、ハッ場ダム本体工事予定地付近の吾妻川の状態です。吾妻川の流れを石垣で堰き止めてしまったため、吾妻川もとの流路には水が殆どなくなっていました。

4. 水が枯渇している写真2の地点で昨年(2013年)10月31日にカヤッカー(群馬県高崎市在住)によって撮影されたのが写真3です。

景観に魅せられて吾妻渓谷を訪れるカヤッカーは全国におり、海外のカヤッカーが撮った吾妻渓谷の映像は世界に発信されてもいます。

ハッ場ダム本体工事予定地の下流側はダムに沈むことはありませんが、谷が深いため吾妻川に下りられません。吾妻渓谷におけるカヤックの川下りは、ハッ場ダムの本体工事が中止されない限り永遠に不可能です。

5. 滝見橋と渓谷遊歩道の入り口には、3月末から4月初めにかけて、通行止めの看板が次々と掲げられました(写真4)。看板が掲げられている場所はハッ場ダムの水没予定地です。ハッ場ダムは現在の計画では平成31年度に完成する予定です。看板に書かれている全面通行止めの期間は「平成32年3月31日まで」ですが、正確にはダム事業が進む限り永遠に閉鎖となります。

渓谷遊歩道は毎年、積雪や凍結により安全が確保できないことから冬期間は閉鎖されており、昨

**カヤックのメッカであった吾妻渓谷の上流部  
過去のものになりつつある。**



**吾妻渓谷の遊歩道の全面通行止め**  
(平成32年3月31日までとなっているが、実際には永遠にである。)



年 12 月より冬期間閉鎖となりました。

閉鎖前の 11 月時点で、ダム工事のためにこれから永遠に観光客を締め出すことは決まっていた筈ですが、国交省は、国の名勝を破壊するダム事業が広く国民の反発を招くことを恐れ、目立たないように進めてきました。事前の説明なしに突然観光客を閉めだすやり方は、あまりに傲岸であり、姑息です。

渓谷遊歩道と共に冬期間閉鎖とされた滝見橋は、冬期間も開放されていました。ダム事業者は吾妻渓谷最大の観光スポットである滝見橋を渓谷遊歩道と共にどさくさにまぎれて閉鎖することで、国の名勝を破壊する八ッ場ダムへの反対世論が広がることを封じたかったのではないのでしょうか。

6. 吾妻渓谷の両岸では、山の掘削工事も進められています(写真5)。地形を破壊する凄まじい自然破壊が進められている同地では、町の花、ムラサキツツジが例年になく見事に咲き誇りました。

左岸の工事は、掘削量約 10 万 m<sup>3</sup>と、山を丸ごと削る大規模工事で、ムラサキツツジの咲く岩壁も容赦なく削られました。

右岸の工事は川原湯温泉の移転代替地のある打越地区の下流側で 4 月から本格的に始まりました。

7. 工事が進められている吾妻渓谷は、地形が急峻なため、人の手が入らず、自然林が保全されてきました。このため、新緑、紅葉の時期には多くの観光客が自然の織りなす繊細な美しさに魅せられてきました。

かつて若山牧水が讃えた素晴らしい自然林が本体関連工事と本體工事の進行とともに壊されつつあります。

8. 八ッ場ダム本體工事を始める前に必要とされる JR 吾妻線の付け替え工事の中で、最も難航してきたのは、川原湯温泉新駅周辺の整備工事です。新駅の駅舎は今年 3 月に完成しましたが、駅に通じるアクセス道や駅前広場はまだできていません(写真6)。

川原湯温泉の新駅から川原湯温泉の移転代替地に町道と県道がつながることになっていますが、町道はいまだ着工しておらず、県道も工事中です。

9. 昨年 11 月の八ッ場ダム基本計画の変更により、八ッ場ダムは 2020 年 3 月完成予定となっていますが、工事の難航、地質の問題などにより、工期がさらに延びる可能性があります。

本體左岸上部掘削造成工事(約10万m<sup>3</sup>の掘削) (~2014年10月末)



(写真5)

2014年4月15日撮影

若山牧水「静かなる旅をきつ(1921年刊)」

私はどうかこの溪間の林がいつまでもいつまでもこの寂びと深みとを湛えて永久に茂つてゐて呉れることを心から祈るものである。ほんとに土地の有志家といはず群馬縣の當局者といはず、どうか私と同じ心でこのさう廣大でもない森林のために永久の愛護者となつてほしいものである。

川原湯温泉新駅周辺の工事現場  
駅舎は完成したが、周辺整備工事はまだこれからである



(写真6)

2014年3月22日撮影

## ハッ場は今

# 今秋、本体工事着工 ——ついに、吾妻溪谷にユンボが入った——

「STOPハッ場ダム・市民ネット」 鈴木郁子

かねてより公表の今秋本体工事着工にむけて、着実に以下の準備工事が進められている。想定はしてきたが近代技術の粋を駆使すれば予定通りの進捗となってしまうだろう。無念でならず。

①吾妻川本体の「仮締切」工事 ②本体左岸上部掘削・造成工事 ③危険な地すべり地帯に付替えられたJR線・新川原湯駅の本格営業は5/20、本年10/1よりと発表されるに及ぶ。

無惨なのは、国指定国指定名勝「吾妻峡」についてユンボが入り工事現場と化した惨状である。

閑かな溪谷ぞいに重機の騒音が響くのは何とも切ない。ダム堤建設現場上流の仮締切工事は仮排水トンネル（通称：転流工）下部に石堤を築き水を迂回させる工事であり、その高さは29mにも達す。川床掘削が始まったのは3月半ば。7月末には終了予定。入札価格4億2500万円。

これにて、東吾妻町管轄分の雁が沢橋～ハッ場大橋間全長3.5kmのうち、長野原町分のいわばハイライト的な景観の4分の1は水没してしまう。

写真は若山牧水が愛でた「白糸の滝」や右岸遊歩道に至る滝見橋入口に突如掲げられた「立入禁止」の設置看板である。

通例、4/1には「冬期閉鎖中」の看板が外されたが今春は区切れ目なくいきなりだった。加えて行楽シーズなのに長野原町管轄分のトイレまで閉鎖され、訪れた観光客は困惑していた。

2020年3月までの丸6年間、もう瀧見橋に降りられないことになった。その時は時遅くも早ダム湖の中だ。ダム堤下の生態系も崩れ、国交省の「吾妻峡は残ります」の説明は詐術だ。

折しもムラサキツツヅが溪谷一帯に咲きだし、あたかも運命を予知した如くの際立つ紅色のその秀麗さは近年比類なく、生え抜きの住民も「20年ぶりの見事さ」とまで称え、哀れさが漂った。



仮締切工事風景  
右手、転流工呑み口の下方に  
堤防を築き、水を迂回させる



迂回させた水は転流工吐け口から右手の小蓬菜前に抜ける。8m四方全長

### 地すべり必至！ 誰が責任とる、とれるのか？

国交省が工事を急いでいる気配は濃厚だ。工事費の不足は明白なのに現行予算のままなのが不可解だ。62年間に及ぶ歷程をじっと見てきた住民に問うと「そんなの簡単さ。試験湛水すれば地すべりがおきる。そうすればここまでやったのだからとなって、追加予算なんか簡単に入るさ」。職員にも「早く事故が起きればいいんさなあ」と揶揄語を投げると無言のままで立ち去るそうである。何とも皮相な見方だが、あながちウソとも思えなくもない。過日の高裁群馬判決でも市民側の危険性指摘に対し「試験湛水後、ダム施設の併用開始及びその管理期間を通じて」と退けたのだから……（望むわけではないが他ダムの例からみても）災害は起きるだろう。有数の地すべり地帯に強行工事を行った果ての、事故発生時の責任は、どのように誰がとるのだろうか？

## 弱小団体ながら「非人間的な国家の犯罪」に対峙、神経すり減らす日々

水没地の畦道や山中にまで分け入って15年間見聞してきた八ッ場ダム問題は、打ち上げ花火のような大本営発表型による数々の約束反故など地元民ならずとも、いわば犯罪行為に等しいと感じられてならない。その怒りに燃えて前のめりに疾走してきたが、ついに本体工事を許すに至り非力さが恥じられてならず、いたずらに無力感に見舞われ、神経消耗の辛い日々となっている。

### 【この約半年間の主な活動】

- ① 2013年11月4日ー「ミランダさんと、吾妻溪谷で絵を描こう」  
※スペインの平和運動家ミランダ・コレットさんの指導にて、瀧見橋入口でペンキ絵制作。  
➡「吾妻溪谷保存」署名活動の発端となる。
- ② 2013年12月ー国交大臣／群馬県知事宛に、署名活動開始  
——「あなたも、若山牧水の言う「有志家」になって吾妻溪谷を守り抜こう」——  
※吾妻溪谷の写真に牧水の紀行文を乗せたチラシを約15000枚印刷配布  
※1月末にて第一次集約。13日提出し県内4紙に報道される。現在も続行中。
- ③ 2014年1月12日ー映画「水になった村」上映会 中之条町ツインプラザにて  
※長野原町を軸に吾妻郡一帯に11000枚新聞折込チラシ配布（署名参考チラシ表面）。  
※当日は約90名余（吾妻郡在住者は7割強）の方々が保存署名に快く応じてくれた。
- ④ 2014年3月30日ー「ダムを造ったら人災を引き起こすー隠された真実を追求す」  
※中村庄八さん（地学団体研究会・日本地質学会会員）によるダム災害学習会を実施。  
※中村さんによる現地地質問題見学会め学習会を複数回実施してきた経緯あり  
※3時間余の講義内容中、新川原湯温泉駅周辺の脆弱な地質に驚愕した初参加のJROBは「後輩の命に係わる危険性あり」と危機感をあらわにされ、精力的に奔走中である。

### 【現在、活動中の取組み】

- ① ビデオ制作頒布中ー「八ッ場ダムの湖岸は本当に安全か」（約97分）※資料付  
講師／監修：中村庄八さん 販価：1000円（送料込）3分割構成にて見やすい  
※多年に亘り現地実地調査を重ねられ、ご自分の足で確かめられてきた中村さんならではの、説得力のある緻密かつ衝撃的な報告です。ともかく、慄然とします。ご覧戴きたい
- ② 2014年6月15日ー映画「シロウオー原発立地を断念させた町」上映会 昨年未完成。  
脚本／制作：矢間秀次郎（ダム問題に精通した矢間さんトークあり）監督：かさご（笠原崇寛）  
※ダムも原発も「国策という名の国家犯罪」の同一根の構図とみなし、即座に反応。心意気を八ッ場の水没地にも知ってほしく、群馬県内初上映として目下、総力をあげての取組中。  
※原発阻止記録にマスコミも呼応してくれ21日時点で、東京・毎日県内版に大きく掲載。
- ③ 署名活動ー上記活動に連動し、各種イベント時に署名依頼。第二次集約6月末予定。

### 【今後の（希望的観測）取組み予定】

① あくまでも、ダム堤建設阻止を貫く所存。先に進むにつれて前途の困難さはより立ちふさがる。しかも今、前述の準備工事群を容認すればもっと厳しくなり、中止はより遠のくことは必定。

2008年5月、転流工工事の情報に発奮したが不発に終わり今も悔いる。（不可能だったかも知れぬが……抗議書提出の名称の為、本会はこの時発足）。

② 各種検討問題列車は過たずダム続行駅に到着した。愚行への憤りは未だ消えない。全国の皆様との連帯を強く求めたく2度目の全国集会開催を望みたい。

③ 富岡製糸場世界遺産登録に因み吾妻郡への誘客運動の声あり。となれば同じく上毛カルタに謳われながら明暗をわけた吾妻溪谷破壊阻止、浅間山噴火による孀恋村鎌原遺跡に続く東宮・西宮遺跡保存も可能かもと、稀有な自然美を活かす諸構想を夢に終わらせたくない一心にかられる。



もう、永久に見られない  
瀧見橋上からの春景色

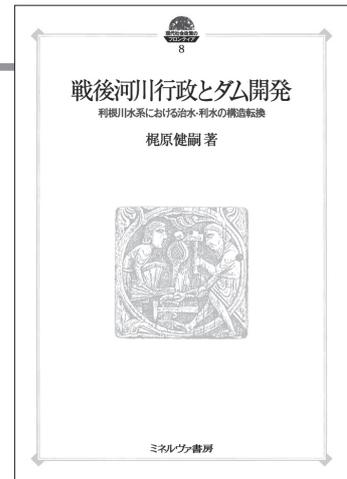
不合理な多目的ダム計画は、なぜ続くのか。  
その論理と構造の全容に迫る。

岩田正美／遠藤公嗣／大沢真理／武川正吾／野村正實 監修

梶原健嗣 著 現代社会政策のフロンティア 8

# 戦後河川行政と ダム開発

——利根川水系における治水・利水の構造転換



ISBN978-4-623-07070-1 C3333 A5判上製カバー404頁 本体7500円(税別) 2014年6月刊行

「無駄な公共事業」という言葉に対して、条件反射のように「利権の構造論」を思い浮かべる人が多いのではないかと。しかし、それだけでは全容の解明は難しい。多目的ダム計画においては、治水と利水の絡み合いが鍵となる。本書は、技官の世界とされ、社会科学のブラックボックスだった河川・ダム政策の問題点に迫る。河川行政史を縦糸に、利根川開発を横糸に、社会学・自然科学を越境するアプローチで、ダム計画の問題点を鮮やかに描き出す。



- ◎ 利水・治水の絡み合いから、多目的ダム計画の構造を描き出す
- ◎ 自然科学の知見も用いながら、ダム開発の非合理性を追求する

序章 ダム問題の現在	第7章 治水行政を支える「科学」
第1章 河川行政の歩みと多目的ダム	第8章 治水行政の論理とその政策的整合性
第2章 水資源開発の政策的整合性	終章 多目的ダム計画の合理性の欠如
第3章 利根川水系の水源開発と東京都	参考資料
第4章 安定供給量の確保とハツ場ダム	あとがき
第5章 利根川水系の治水計画	索引
第6章 利根川治水とハツ場ダム	

## 《著者紹介》

梶原健嗣 (かじわら・けんじ)

1976年生まれ。東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻博士課程修了 (Ph.D)。



ミネルヴァ書房

〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1番地 営業部直通 TEL 075-581-0296 FAX 075-581-0589  
Mail eigyo@minervashobo.co.jp http://www.minervashobo.co.jp/ 宅配可(手数料@500円+税)/価格税別

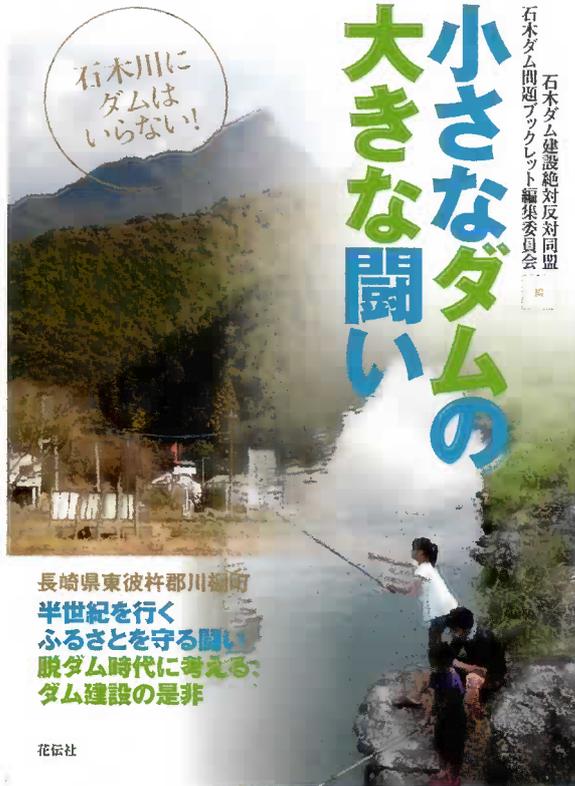
公式初出版、石木ダム問題ブックレットがついに完成！

# 小さなダムの大きな闘い

石木川にダムはいらない！

長崎県東彼杵郡川棚町 半世紀を行くふるさとを守る闘い

脱ダム時代に考えるダム建設の是非



地元住民のほーちゃんの新作書き下しイラストが、なんと13枚も収録！

約50年も昔から、長崎県が東彼杵郡川棚町に建設を推進しつづける石木ダム。

でも、現地の石木ダム建設予定地こうばる地区には、未だに13世帯約60人もの住民がたくましく暮らしています。

本書では、水没予定地で力強く生きるこうばる地区の人びとの生活ぶりや、住民の似顔絵までをイラスト付きでとくと解説。約半世紀の歴史をひも解く住民座談会は必見です！さらに、石木ダムの問題点を科学的な視点からもしっかりと追求。

地元住民と支援者、さらには科学者や弁護士まで！様々な立場から語られる、石木ダム建設問題の是非！日本のふるさとの原形、こうばる地区が今、おもしろい！！



編者：石木ダム問題ブックレット編集委員会

出版元：花伝社 A5版96ページ 定価 900円（+税）

## 【通信販売について】

このブックレットは全国の主要書店にならび、各インターネット通信販売でも販売中です。インターネットが使える方は、「小さなダムの大きな闘い」で検索して下さい。

なお、当会でも通信販売を行っています。是非お読み頂き、石木ダム問題を知るきっかけにしたいだけできれば幸いです。

【販売価格】 1冊につき1,000円（税+送料込）

【注文方法】 ハガキ、FAX、メールにてお願いします。

「石木ダム問題ブックレット注文」と明記した上で、冊数、氏名、送付先、電話番号を明記して下さい。

郵送：☎859-3615 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷272-4 生月光幸宛

FAX(0956)27-7505 メール hozumix1982@gmail.com

【支払い方法】 ブックレットに同封する郵便払込用紙にてお願いします。

石木ダム問題ブックレット編集委員会事務局 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷272-4 生月光幸 (0956-)27-7505